

主な議案の概要

●平成28年度熊本市一般会計補正予算

<通常分の主な内容>

【歳出】

○土砂災害危険住宅移転促進事業	600万円
○生活保護システム改修経費	3,200万円
○介護支援機器導入促進事業	4,200万円
○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	8,200万円
○保育所等業務支援事業	1億800万円
○「COOL CHOICE CITY くまもと」啓発推進事業	1,000万円
○くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業	1,800万円
○農業共済加入促進事業	780万円
○農地等災害復旧経費	2億5,300万円
○漁港流竹木対策災害復旧経費	750万円
○2019女子ハンドボール世界選手権大会開催準備経費	1,095万5千円
○公園災害復旧経費	5,240万円
○市立幼稚園民間移譲関連経費	42万円
○幼稚園空調設置経費	3,920万円
○平成28年度当初予算計上事業の見直し	△100億1,498万5千円

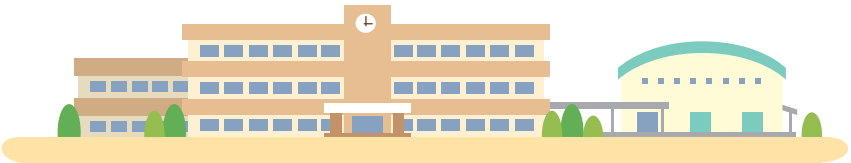
<熊本地震関連分の主な内容>

【歳出】

○避難所設置運営経費	5,218万9千円
○災害対応臨時給付経費	960万円
○災害見舞金支給経費	8億5,600万円
○災害弔慰金支給経費	7,000万円
○被災者住宅支援関係経費	135億170万円
○仮設住宅入居者くらし再建支援経費	5,950万円
○仮設住宅バス運行関係経費	80万円
○宅地被害調査経費	4,550万円
○災害廃棄物処理経費	190億3,600万円
○災害廃棄物関係経費	2,710万円
○経営体育成支援事業	38億800万円
○農業生産振興事業	21億2,600万円
○水産生産振興事業	3,640万円
○ノリ養殖経営再開支援経費	500万円
○商店街施設等災害復旧経費	2,500万円



○地域公民館災害復旧経費	4,520万円
○り災証明発行関係経費	1億1,423万7千円
○災害対応職員経費	34億6,596万9千円
○学校施設等災害復旧経費	46億5,190万円



○廃棄物処理施設等災害復旧経費	12億8,170万円
○市営住宅災害復旧経費	9億6,980万円
○熊本城災害復旧経費	7億7,700万円
○公設運動施設災害復旧経費	5億6,200万円
○公共施設解体経費	5億4,800万円
○文化施設災害復旧経費	4億4,150万円
○動植物園災害復旧経費	4億3,100万円
○くまもと森都心プラザ災害復旧経費	3億9,500万円
○文化財等災害復旧経費	3億5,580万円
○庁舎等災害復旧経費	2億4,520万円
○総合保健福祉センター災害復旧経費	1億8,080万円
○中央公民館災害復旧経費	1億5,570万円
○消防施設等災害復旧経費	1億1,640万円
○その他災害復旧経費	4億3,540万3千円
○道路橋梁災害復旧経費	92億2,655万8千円
○河川災害復旧経費	12億2,880万円
○公園災害復旧経費	5億9,980万円



○農地等災害復旧経費	29億4,000万円
○漁港施設等災害復旧経費	470万円
○老人福祉施設等災害復旧経費	16億9,000万円
○障がい者支援施設等災害復旧経費	11億9,800万円
○保育所等災害復旧経費	10億6,330万円
○母子・父子福祉施設災害復旧経費	7,300万円
○児童福祉施設災害復旧経費	4,600万円
○保護施設災害復旧経費	253万8千円
○熊本地震犠牲者慰霊祭開催経費	400万円
○震災復興推進経費	900万円
○「復興城主」募集経費	1,000万円
○建築物耐震化促進事業	7,330万円

【歳入】

○個人市民税、固定資産税等の減免	△32億2,400万円
○法人市民税の減収	△9億1,800万円
○施設等使用料の減収	△12億7,600万円

※「△」は減額するものを示します。

●平成28年度熊本市病院事業会計補正予算

○熊本地震により被災した熊本市市民病院の再建に要する経費	26億1,553万3千円
(移転先の用地取得・建物解体等に要する経費 24億5,366万5千円)	
(入院診療機能の一部再開のための改修等経費 1億6,186万8千円)	

●熊本市民生委員定数条例の一部改正について

本市の区域に置かれる民生委員の定数の見直しをするため。

〈改正内容〉

民生委員の定数の変更

現行：1,436人 → 改正後：1,452人（+16人）

トピックス

「熊本市議会災害対策会議設置要綱」を制定
～九州の政令指定都市で初～

市議会として、共通認識を持ち、災害時に即応できる体制の整備を図ることを目的として、「熊本市議会災害対策会議設置要綱」を制定しました。

熊本市議会災害対策会議設置要綱

平成28年9月6日制定

(目的)

第1条 この要綱は、熊本市議会災害対策会議（以下「議会災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることにより、市議会として、共通認識を持ち、災害時に即応できる体制の整備を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 議長は、地震及び風水害等の災害の発生に際し、必要と認める場合に議会災害対策会議を設置することができる。

2 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が議会災害対策会議を設置することができる。

3 議長は、議会災害対策会議を設置したときは、市長に通知する。

(組織)

第3条 議会災害対策会議は、議長、副議長及び議会運営委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 議会災害対策会議に会長及び副会長1人を置き、それぞれ議

長及び副議長をもって充てる。

2 会長は、議会災害対策会議の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じ議会災害対策会議を招集することができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、他の議員に対し、議会災害対策会議への出席を求めることができる。

(所掌事務)

第6条 議会災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 議員より収集した被災情報を、熊本市災害対策本部（以下「市本部」という。）に提供すること。

(2) 市本部から報告を受けた災害情報を、議員に提供すること。

(3) 市本部に要望及び提言を行うこと。

(4) 国、県その他関係機関に対し要望活動を行うこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項に関すること。

(庶務)

第7条 議会災害対策会議の庶務は、議会事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、議会災害対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。